

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和3年度 第4回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部多様性社会推進課		
開催年月日	令和3年10月25日（月）		
開催時間	午後1時30分 ～ 午後3時29分		
開催場所	L. ソフィア 3階 3・4学習室		
出席者	【委員】		
	石坂 督規 委員長	片野 和恵 副委員長	徳永 裕文 委員
	石川 秋恵 委員	内藤 忍 委員	小川 節子 委員
	山下 友美 委員	田中 孝子 委員	亀田 彩子 委員
	佐藤 英二 委員	田口 麻美 委員	
	【事務局】		
	松本 令子 多様性社会推進課長	明石 光人 男女共同参画推進係長	
	三堀 修 事業調整担当係長	梶原 男女共同参画推進係員	
	【傍聴者】なし		
会議次第	<p>1 前回（9／27開催）委員会のふりかえり</p> <p>2 所管課ヒアリングを受けて重要課題に関する自由討議・意見交換 「年次報告書」作成に向けた提言について</p> <p>3 次回（11／25開催）の議事内容について （1）「年次報告書」作成に向けた提言 （2）区長報告について</p> <p>4 男女参画プラザ講座委託に関する評価について</p> <p>5 事務連絡 （1）次回開催 11月25日（木曜日）午後2時～4時 第1学習室</p>		

	(2) その他
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和3年度第3回男女共同参画推進委員会（9／27）の要点 ・資料2：令和3年度LGBT啓発事業現況報告 ・その他1：令和3年度第3回男女共同参画推進委員会（9／27）会議録 ・その他2：男女参画プラザ講座委託に関する評価資料 ・その他3：男女参画プラザ講座チラシ
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

1 前回（9/27開催）委員会のふりかえり

（松本課長）

それでは、定刻になりましたので、令和3年度第4回足立区男女共同参画推進委員会を開催させていただきます。

私は多様性社会推進課長の松本です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、本委員会は足立区男女共同参画推進委員会規則の第4条に基づきまして、委員の半数以上のご出席がなければ開くことのできないとなっておりますけれども、本日、委員総数13名に対しまして出席11名ということで有効に成立しております。

また、同規則第5条によりまして、本委員会は公開となっております。本日の傍聴人はゼロです。

あわせて、同規則第7条によりまして、会議録の作成が必要ですので、録音をさせていただきます。ご了承ください。

委員の皆様のご発言につきましては、議事録としてまとめていただきますので、また後日確認いただく形になります。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。

まず、本日の議題1番、前回9月27日のヒアリングのふりかえりです。

第3回男女共同参画推進委員会は9月27日月曜日に行いまして、各関係者からのヒアリングを実施いたしました。

まず、提言の1つ目のテーマとしまして、LGBTの方々への理解促進ということで、当区のLGBT相談窓口の相談員も務める方にお越しいただいて、実績等を交えながらお話をいただいたところです。

まとめた内容は資料1にもありますけれ

ども、①から⑥まで、大体質問はこの6つに沿って、お答えをいただきました。

まず、どれだけ公平な目線で施策を推進していけるか、カミングアウトについては信頼と共感がキーワードになっている。当課の相談窓口については、セクシャルマイノリティの相談窓口であるということを明示していかないといけないこと。トイレや制服については、いまだに職場や学校、公共施設など、男女の二元的な考え方が浸透しているということなどを、お話しいただきました。

最後に、当事者が社会に求めていることは、という質問に対しては、社会全体で考えてほしいということでした。当区のほうでも啓発を今年度それに沿って進めているところですので、今年の現況について事務局のほうからLGBTの啓発の関連について説明をさせていただきます。

三堀係長、お願いします。

（三堀係長）

事業調整担当の三堀と申します。座ったままの説明で失礼させていただきます。

それでは、資料2でございます。

令和3年度LGBT啓発事業の現況報告、こちらが9月末までの数字ということでご了承くださいたいと思います。

本日は時間の関係もありますので、補足の説明のみに集中してご説明したいと思います。

LGBT相談窓口、先ほどもお話がありましたように、こちらは12月から開始となりまして、今年度に関しましては、相談件数10件ということでございますが、これは1日3コマの予約という形になっております。ですから、月に6コマの相談枠でございます。件数のほうはフルに、というような状況では残念ながらございませんけれど

も、相談窓口は行政が恒常的に設置をしているということ自体がやはり当事者の方々にご安心をいただけるというご指摘もいただいております。周知を徹底して、まず相談窓口があるということをお伝えをしていきたいということでございます。

また、予約の仕方等につきましても、今後より改善をして、ご相談をしやすい体制を絶え間なく検討してまいりたいと思っております。

相談員の方は先日もいらっしゃいました「特定非営利活動法人 共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク」というところに委託をしております。

続きまして、パートナーシップ・ファミリーシップ制度でございますが、こちらもお案内のとおりでございます。宣誓件数が16件、そのうち1件はファミリーシップの宣誓で、ご家族の方、お子さんも含めた形の宣誓が1件ということでございます。

単年度の半年間の数字としては、各自治体の宣誓状況を見ますと、決して少ないという状況ではないかなと思います。ただ一方で、当事者の方々、特に宣誓をいただいた方からすると、やや数字が寂しいねというようなご評価もいただいておりますので、より周知を高めて、宣誓をより多くの方にしていただきやすい形を私どもも検討を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、周知・啓発についてでございます。まず5月に完了いたしました、パートナーシップ制度を4月からスタートしまして、そちらに関する啓発ポスターやチラシの配布依頼をさせていただきました。配布先等々、それから、配布の枚数については表記のとおりでございますが、パートナーシップ・ファミリーシップ制度が始ま

る前に関係団体、特に当事者の方のお困りの例えば医療関係であるとか、不動産関係、それから、金融関係、そういったところに区長、副区長が制度の理解を求めるために訪問しまして、それぞれの団体の長の方々にご説明をさせていただいて、そういった団体様も中心にこういった啓発にもご協力をいただいたというところでございます。

続きまして、(2)番でパートナーシップ制度導入自治体ネットワーク会議というのがございます。

現在12自治体、東京都内、区市で導入をしております。また、現在それ以外にも4自治体ということでしたが、その後7自治体に増えた形で検討中の自治体があるということでございます。どんどん増えていくような状況になっているところで、このネットワーク会議によってスケールメリットを生かして、例えばここにインセンティブという言葉が出てきますが、要は同姓パートナーの方々で本来法律婚の方で十分に認められる、あるいは差別をされないようなことに多々制限があるような状況にあります。そういった方々に対して、よりパートナーシップ宣誓をしたことで、それで社会的な認知を得ることで、同じようなサービスをしてもらえる、そういった広がりを作っていく。これが単独の自治体の個々でやっていくのでは非常に効率も悪いですし、なかなか広がっていかない、導入している自治体でネットワークを組み、また、東京都等も巻き込んで加速度的に進めていきたいという目的で、こういったネットワーク会議を開いております。

一応、役員自治体として渋谷区、世田谷区といった先進自治体に加えまして、足立区もそちらに加えさせていただいているところです。

それから、講座の実施でございます。今年度は委託事業で2本、後ほど詳細なご説明があります。どういう講座内容だったかというのはチラシのほうでご確認をいただきたいと思っておりますけれども、参加人数もご案内のとおりでございます、それぞれ講座の満足度につきましてアンケートを取りましたら、共に90%を超える満足度でございますので、講座の内容としても非常に優れたものだったかなと考えております。

その後の課題と、それから、方針でございますけれども、今申し上げましたとおり講座とかにご参加いただく方は問題意識を持っていらっしゃる方ですから、いわゆる積極層ということになるんですが、それ以外の方々にもどのように意識づけをしていくかというのは今後の課題になってくるかなというところがございます。

また、先ほど申し上げたインセンティブの部分、ここをどういうふうに広げていくかということと、あと、まだ足立区で当事者への直接支援というのが相談事業以外に広がっていない、ワークショップ的なものとかそういったものというものがまだ行われていないというところがありますので、これは今後の課題であり、早急に対応が必要な部分かなと認識をしております。

方針でございますけれども、当面はそうは言っても啓発のほうにまず注力をしてまいりたいというところがございますので、出前講座等々、そういったところでより広くの方々に性の多様性についてご理解をいただく活動を続けていくということ、また、啓発冊子は前回までは東京都のものをいろいろご覧いただいておりますが、今鋭意作成中でございますので、出来次第、広くこれを配布していきたい。また、教職員も区立の小中学校の教職員全てに配布をし、その

辺の理解を深めていきたいと考えております。

また、レインボープライドが渋谷区で実施されていたりするんですけども、パレードがあつたりします。自治体も今まで参加している例はございまして、これはネットワークでの参加を今検討しているところでございます。そういったところにも積極参加をしながら、より周知啓発をしていきたいなというところがございます。

私からの説明は以上となります。

(松本課長)

前回のふりかえりの1番、LGBTの啓発事業、区の実施状況を説明させていただきました。また前回のふりかえりに戻りまして、2つ目のテーマでは男女格差の是正に向けての取組ということでヒアリングをしました。足立区の女性の昇任の課題や育児休業の男女差など、人事課長、女性管理職である財政課長に来ていただいたほか、教育現場での男女平等や多様性の推進について、どのような取組や教育をされているかを教育指導課にいる教育職員の方に来ていただいて、お話を伺いました。

女性管理職の登用については、一番の大きい要因が仕事と育児、介護の両立が難しいということが挙げられているということでした。今、人事課のほうでは管理職の増を目指して直接的な声かけですとか研修を実施して、推薦制度の今導入に向けても調整を行っているというようなお話もありました。今年度は昨年度よりも管理職を希望する方が増えたというお話もありました。

女性管理職のロールモデルについても、今後職員に発信していきたいということで、女性管理職である岩松課長からもお話がありました。

あと、区のジェンダー教育についてです

けれども、小学1年生から道徳の中で教育をしていることや、中学生は、学習指導要領に記載されている男女相互の理解と協力に基づいて、特別活動の中で教育を行っていること、保護者向けには道徳授業の地区公開講座で実施をしているということでした。先生方に向けても男女共同参画や性の多様性についても人権課題として取り上げて研修を実施しているというようなお話がありました。

本日の委員会ですけれども、前回のこのヒアリングの内容を踏まえまして、区として取り組むべきことなど皆様からご意見をご自由にいただいて、委員会として提言にまとめていただくような流れになります。

では、次第の2番から石阪委員長に進行をよろしく願いいたします。

2 所管課ヒアリングを受けて重要課題に関する自由討議・意見交換 (石阪委員長)

それでは、次第の2、所管課ヒアリングを受けて重要課題に関する自由討議・意見交換です。

皆さんお手元にあるか、あるいは家でお持ちだと思いますが、この年次報告書を毎年、年度末に発行しています。開いていただくと、まず足立区の第7次足立区男女共同参画行動計画の体系図というのがございます。こちらを見ていただくと、足立区としての基本目標、また、取組の方向性、施策と書いてあります。今回は、先ほど課長さんからお話がありました、大きく2つのテーマについて皆さんからご意見をいただくということになりました。1つがLGBTあるいは性の多様性、こういったことを認めていくための施策ということで、ここで言うと、恐らく大きな基本目標の2で、

その中の1の人権を尊重する社会、取組の方向性、そして、丸で言うと⑮ですね、性的マイノリティを含めた多様な価値観についての理解促進、このあたりが中心になるのかと思います。

一方、その次の問題、男女の様々な格差、これはまず数値、指標、そういったものを見ながらこの格差是正についての取組を皆さんに提言いただくというのですが、こちらについては基本目標で言うと、大きな1の大部分を含むような形になってくると思います。働き方であったりとか、あるいは子育て支援であったりとか、あるいは啓発に関すること、こういったことが入ってくるということになります。一応この2点について今年度は報告書のほうにまとめさせていただいて、最終的には区長に対してこちらのほうを提言させていただくという形になります。

今回と次回の会議については、この報告書をまとめるということが主な業務となりますので、皆さんから例えばこうしたほうがいいのではないかとか、こういうところに問題があるのではないかとといったご意見を中心に、自由にご発言をいただきながら報告書の取りまとめに向けた作業をしていきたいと思っています。

参考資料になるのが先ほど報告のあった前回のヒアリングの結果ですね。これ1、2、3、4、5、まず⑥までLGBTの問題が上げられていました。これは非常に分かりやすかったですね。こちらは、先般、パワーポイントでご説明いただいたところをまとめていただいたものになります。

それから、格差の是正については、課長さんあるいは教育委員会の方にお越しいただいて、格差是正に向けた取組であったりとか、主に人事については現状どうい

とがなされているかというご報告でしたけれども、特に区の中でどのような取組をされているかということ伺いました。ですので、このあたりの議論を中心に皆さんからご提案、ご提言をいただきたいと思えます。

それから、先ほど区の現状としてご報告いただいた資料2のほうですが、LGBT啓発事業、今はこのような形で区としては取り組んでいます。ただ、これはもう少し例えばこう充実させたほうがいいんじゃないかとか、あるいはこんなような取組はどうだろうかというご提案でも構いません。これにプラスする形ですね。あるいは例えば時間であったり日数であったり、いろいろな件数を見ると、もう少しこういうふうにするとこれが増えるのではないかとか、あるいは質問でも構いません。本日、ご発言いただきたいことですが、確認できましたでしょうか。主にこの2点です。

大変申し訳ないのですが、ほかにも多分いろいろ発言されたい項目はあると思いますが、今回についての提言については、こちらの主に2点、これを中心に皆さんからご意見をいただくということになります。

ちょっと議論を分けたいと思いますので、まず最初、前半のほうはLGBT及び性の多様性に関わる問題、こちらについて皆さんからまずご意見をいただきたいと思えます。一通り全員からご発言いただいても構わないんですが、もし何かあれば最初にちょっと挙手でお願いできますでしょうか。いいですか。

では、順に聞いていきましょうか。何かあればです。

では、内藤さんからどうでしょう。いきなり聞きますけれども。

(内藤委員)

今、要点をまとめていただいたのを拝見しておりますが、やっぱり本当に発表していただいたとおり、小さいときからジェンダー、男らしさ、女らしさというところがいじめなどが起きているんだなということが分かりました。さらに、それは子どものところだけではなくて、恐らく社会に出ても不快感等があるということなので、実際今、足立区には男女の条例があると思うんですけども、正式名称は足立区男女共同参画社会推進条例、まさにこれの設置根拠だと思えますけれども、ここで性別による権利侵害の禁止というふうに書いてありますが、この性別にこういった性的指向、性自認というのは、リジットに考えると含まれないという理解でいいですか。

(松本課長)

今は明記がされていないですね。

(石阪委員長)

今、明記がされていないです。

(内藤委員)

されていないですよ。そういったことですと、なかなかの間ヒアリングでお伺いしたような1ページの一番下ですけども、セクシャルマイノリティに関してマジョリティと同じようにどれだけ公平な目線で施策を推進しているというところで、これは行政が施策を考える際ですけども、条例は当然行政にも関わってきますので、そういったところも今現状ルールがないということであると、なかなか取り組みにくいのかなというふうにも思いますので、いきなり施策の話になっちゃうんですけども……

(石阪委員長)

いや、例えば今のご提案ですけども、他の自治体では、例えばカミングアウトの強制やアウトィングの禁止、こういったこ

とを条例に盛り込む。あるいは、新たな条例を作るということですかね。性の多様性を認める推進条例のような形で各自治体設置している、出始めているという状況ですかね。

(内藤委員)

そうですね。特に東京は多分担当課さんにご存じだと思えますけれども、男女の条例に組み込むタイプと、あとは今先生がおっしゃったような新しい性の多様性に関する条例、三重県でしたか、そういう前者のほうが多いですかね。

いずれにしても、性的指向、性自認に関する差別の禁止、それから、先生がおっしゃったアウトティング、アウトティングというのはその人の了解を得ずに勝手にその人の性的指向や性自認を暴露することですけれども、そういったことや、それから、カミングアウトというのは自分で、自分の気持ちでやるということなんですけれども、それを強制したりすることなどが条例に盛り込まれているということが結構起きてきていますよね。

ですから、そういった他の自治体の動きなどは多分ご存じだと思えますので……

(石阪委員長)

私は、検討に入ってもいいかなと思います。

(内藤委員)

そうですね。もう足立区さんは今ご説明いただいたようにパートナーシップ、それから、ファミリーシップについてはかなり先取りな形で先進的にやられたので、次はこの間こういう話もお聞きしたので、やはり差別やハラスメントとか偏見にどう立ち向かっていくかというところのルールがあってもいいのかなというのは、お伺いして思ったところですよ。

(石阪委員長)

結局ルールがない中で進めていく、理解を促すのは結構大変だと思うので、そういう意味では先ほど言ったように男女の条例の中にそういった項目を入れる、改編するという形か、あるいはまた別途、多様性条例のようなものを新たに作るというような取組をしていかないと、区としてもなかなか取り組みづらいと思えますね。

(内藤委員)

ここは国の法律があればよかったですけれども、それがなかなか進んでいない状況である中、自治体が結構いろいろ自発的に作られているので、そういったことを考えてもいいのかなとちょっと思いました。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

(内藤委員)

取りあえずLGBTについては。

(石阪委員長)

そうですね。こちらは今のところ、どうでしょう。区として新たに条例を変えるあるいは条例を作るということに対してはいかがでしょう。

(松本課長)

男女二元論というところから見直しを今考えているところですので、それに合わせてやっていきたいなことでは今検討に入っているところです。

(石阪委員長)

そうですね。他の地域のケースなんかもちょっと参考にしながら、足立区のやり方をちょっと考えていく必要はあるでしょうね。ありがとうございます。

いかがでしょう、徳永さん。

(徳永委員)

何かLGBTの問題は、根本的には市民の皆さんの意識の問題が大きいところなの

かなというところで、マクロの問題の解決方法として今、内藤さんがおっしゃられたことというのは基本的には賛成というところで、あと、ミクロな問題としてここにも書いてあるとおりトイレとかジェンダースの制服とかというところは、これは結構取り組みやすい問題。当事者目線からはそんなに深刻な問題なんだ、その方々にとってというような問題で、それはやっぱり当事者の話を聞いて気づきが与えられたところなのかなというふうに思うし、そこで結構深刻に考えていらっしゃるんだとしたら、やっぱりこういう施設のところから、インフラのところからもう今すぐ取り組める問題でもあると思うので。

(石阪委員長)

例えば新しくトイレを作るあるいはきれいにするというときに、いわゆる今までだと多目的トイレの名前ですかね、普通は。そうではなくて例えばオールジェンダーとか、あるいはレインボーカラーのようなものを設置して誰でも使えますというトイレにしていく取組もできるでしょうし、そういうことですね。

あとはそういった例えば予算をつけて、今ある既存のトイレでも多目的のところにもそういったものを貼っていくシールみたいなもの、まずそういうことからスタートするということも大事ですよ。

(徳永委員)

そういうハード面が浸透すれば、何か意識も引きずられて変わってくる面はあるのかなというふうに思います。

(石阪委員長)

特に公共施設から始めたいですね。せっかく足立区ですから、区関係の施設から徐々に始めていく。ありがとうございます。よろしいですか。

では、続いてお願いします。石川さん。

(石川委員)

前回、当事者の方からいろいろとお話を聞きまして、性自認であるとか性的指向というのがすごく低年齢のところから始まっているというのを知ってびっくりしているところなんですけれども、小さいうちからそういう違いを感じたりだとかというところで、ずっとそれが一生生活の中で続いていくというところから考えると、すごく啓発についてというのは大事なことなのかなというふうに感じました。

周知啓発ということで区のほうでもチラシをまいたりポスターを掲示ということでやられているんですけれども、やはりその中で社会に出てからのほうが生活していく中で、会社に勤める、就職するとかいうところでも必要なところなので、経済団体だとかという会社で認識というのがもっと広がったらいいいのかなというところで、そういった啓発は必要かなというのを感じています。

(石阪委員長)

まず、これを見ると、小学校入学前で男子の場合は25%、こういった違和感を持たれている子もいるということですから、かなり早くということですね、まず1つは。

(石川委員)

どの世代でもずっと継続をして啓発していくというのが必要なんじゃないかなと思いますね。

(石阪委員長)

ちょっとページをめくって3ページのところにたしか教育委員会の方のお話で、小1の道徳の中の教材としてもう既にそういった副教材があると。「しょう太くんとあやちゃん どうしたらいいかな？」という副教材、これは小1からもう導入している

と。これはかなり早いと思うんですが、あとはこれを適切に先生方が教えられるかというところと、あとは各学校がそれに積極的に取り組んでいただけるかというところですから、区としてはこういった教材があるので、しかも、これはかなり早くから皆さんこういった問題があるということです。1年生から道徳教材として区として活用していくということがまず大事ですね。

それともう一つは、民間企業の中ということですね。これは具体的にはどうでしょう。例えば民間企業はいろいろ問題があると思うんですよ。

(石川委員)

結構大手の会社ですと、多分いろいろと研修であるとか進んでいるんだと思うんですが、やはり中小のところだったりとかすると、就職の段階で差別があったりとか、まだ理解が不足しているというところが多いかなと感じますので、やっぱりそのところですかね。

(石阪委員長)

例えば区内の企業に対して、あなたの企業はこういう差別をしていませんかみたいな感じで、例えば面接のときにこういう質問はいけないとか具体的に多分書かないと企業の方は分からないですよ。みんな確かにこの問題は大事だと分かっているとは思いますが、じゃあ現場でどんな差別があるとか、どんなことをやってはいけないのかということも含めて、区から発信をするということも大事かもしれないですね。ありがとうございます。

佐藤さん、いかがでしょう。

(佐藤委員)

これ今朝買ったんですけど、ルミネの中にあるフライングタイガーという店で300円で売ってました。何てことはないん

ですが、よくレインボーカラーと言われますけれども、レインボーは7色じゃないですか。でも、このLGBTとかを象徴するような色は6色なんですよ。7じゃないんですよ。

何で6なのかという話も実はしたかったんですけども、時間が足りないから今日はやめておきますが、いろいろこの会に参加させていただいて、勉強させていただいて、1期目ということで分からないながらもいろんな発言をさせていただいたんですけども、まず1つ思ったのがLGBTの人というのが全体の1割というか10%と研究機関でよく言われたりとかするんですけども、そうすると、この前も言ったかもしれませんが、1億2,000万人の人口の中で1割というと、約1,200万人、東京の人口に匹敵するということが全然マイノリティではないと私なんかは思っちゃうんですけども。今日お配りいただいた資料2に足立のLGBTの相談件数が10件というのは少な過ぎるんじゃないかなと。その10%から考えると、明らかに少ないと思ったんです。

いろいろ調べてきて、このセクシャルマイノリティという本があって、これはすごく分かりやすく子ども向けに書いてあるんですけども、ここで言われているLGBTの相談先というのは15か所ぐらいあるんですよ。結局どこに相談していいか分からないというのが正直なところだと思っていて、いろんなところに相談窓口があるがゆえの結果がこういう10件になっているかなと私は思っています。一方、消費者庁というのがあるんですけども、私は消費者庁の窓口で働いていたことがあるんですけども、そこは1888といって「いやや」として電話すれば、全国の消費者庁につながるんです。そういうようなまとまった

連絡手段はあったほうが結局こういう10件しかないという事態は防げるんじゃないかなと思いました。

すごく私トイレが大好きで、実はトイレの足立モデルというのを提案しました。これを以前、松本さんとかに出させていたんですけれども、要はいろいろ書いてありますけれども、トイレのマークはディズニーランドとかU S Jとか調べたら結構自由なんです。いろいろな形があつていいというのであれば、小学校とかのトイレで職員向けのトイレとかいろいろありますけれども、レインボーとかありますけれども、オールと書いた図柄で障がい者、L G B Tだけじゃなくほかの人もみんなが使えるオールという発想のほうがいいんじゃないかと。オールジェンダーと言っちゃうと、そこにジェンダーが発生しちゃうので、じゃあほかの人はどうなの、身体障がい者はどうなのとなっちゃうので、オールという概念の下に、ここにオールとアイデアがあるんですけれども、やったほうがいいというのをちょっと1つ思ったのと、あと、これは愛知県の取組なんですけれども、小学校の人にはがきを作ってもらう、男女共同参画の。そういうプランがあつて、これは9月1日で終わっちゃったんですけれども、今年のこと。こういうような取組もできるので、何か子どもの頃から何でトイレというのが男女以外にオールがあるのかというところの発想から学ばせておいたほうがいいんじゃないかと。

というのは、さっき言われたように子どもが入学する前に違和感を感じているんだったら、入学してすぐにトイレという問題をきっかけとして考えさせたほうがいいんじゃないかなと私は思ひまして、そういうようなことでいろいろ感じました。

以上です。

(石阪委員長)

やはりトイレの問題は出ますね。これはやっぱり多目的トイレだと、佐藤さん、分かりづらいんですかね。どうなんでしょう。

(佐藤委員)

多目的と言っちゃうと逆に分かりづらくて。

(石阪委員長)

かえって分かりづらい。

(佐藤委員)

例えばオーストラリアに私住んでいたんですけれども、オーストラリアではユニセックスと書いてあるんです。

(石阪委員長)

書いてありますね。

(佐藤委員)

ユニセックスというのもまたちょっと違って、多目的とか多機能とかだれでもトイレというのもちょっと違って、やっぱりオールが一番正しいなと感覚的に思ったんですね。一番シンプルだし、そういうトイレを小学校に例えば職員室の先生方のトイレにオールと名前をつけたときに、子どもはどういう反応を起こすかというのもまた見てみたいし、私は足立モデルがすごく好きなんですけれども、それを足立モデルにしたいなと思っています。

(石阪委員長)

ありがとうございました。

(内藤委員)

1点お尋ねしてもいいですか。

その前のところで相談窓口は結構多いというお話をされたと思うんですけれども、どういう窓口のことでしたか。

(佐藤委員)

このセクシャルマイノリティという本に、多分小学校向けなんだと思うんですけれど

も、書いているのがすごく堅苦しくて、法務省のみんなの人権110番とか法務省子どもの人権110番とか特定非営利活動法人のSHIP神奈川とかNPO法人レインボーコミュニティとか、そんなのがありましたね。法務省とかに子どもは電話しないじゃないですか、まず。だから、あっても困るんじゃないかなと思います。

(内藤委員)

窓口が多いので、例えば足立区の今回の相談が10件ぐらいしか来ていないのではないかとおっしゃったと思うんですけども、私見ですけども、相談窓口は多くていいかなと私は感じていて、やっぱりいろんな人が必ずしも冊子を、欲しい人がその冊子を見ているわけでもないですし、リサーチした人がどれぐらいいるか分からないので、もう目にしたところでここがあると気づけるだけでもいいかなと。だから、10件というのは来たな、私は割と来たなとか、1件も来なくても存在意義がある。そういう話は賀さんもしていましたよね。

だから、いつでも受け入れるよ、話を聞きますよという姿勢が行政としては大切だと思っていて、10件というのは本当に多いかなと知っているぐらいです。

一方、法務省なんかの窓口も来ているかどうか分からないですし、あれは専門窓口じゃなくて人権のほうですよ。そういうのもあっていいのかなとは思いますが。実際、この間のヒアリングの中でも会話になったんですけども、国のよりせいホットラインなんかは24時間ずっとつながらないような状態で、セクシャルマイノリティ専用ラインも数%しかつながらない、信頼されている窓口ですから、あれは。ですから、潜在的には相談したい人はたくさんいるので、窓口はいろいろあってもいいかなという気

はしました。

ただ、もしかしたらそっちにはちゃんと来ていないかも。

(佐藤委員)

実は私も賛成で、いろんなところがあったほうがいいと思っていて、でも、前にいただいた法連合会のお悩みリスト、あれを見ると10件ぐらい相談先が見つからなかったという子どもが結構いるんですよ。そういう人たちは何で見つからないのと最初は思っていて、でも、よくいろんな行政の人とかに聞くと、いや、自分たちはパンフレットを配りましたよ、チラシを掲示しましたよと言っているんですよ。私たちは、いや、でも10件相談できなかったという人がいるじゃん、実際。じゃその乖離はどこから発生するのと思ったときに、いろんな窓口があつていいと思っていて、でも、それプラス消費者庁がやっているように、「いやや」という番号に統一することも必要なのかなと、ちょっと両方必要かなと思いましたがね。

(内藤委員)

だから、そういう具体的な多分やり方も一つだと思えますし、あと、やっぱりそもそも相談するということが自体が、相談窓口を用意すれば来る、見つければ来るかというところという問題では多分なくて、社会的にこれが相談していい悩みなんだというふうにその人が認識することによって、ようやく窓口がそこにあるという情報とつながっていくと。こういうことを言っても笑われないということにつながると思うので、ここまでの話につながるんですけども、やっぱり社会的にそういういじめや差別は駄目よというルールができてきて、こういう自分の悩みは相談していいことなんだと思えてようやく窓口に行ける。

だから、足立区のこの10件はすごいと思ったんですよ。この人たちが相談してもいいと思ったということだと思うので、もちろん多分窓口も信頼できる形で見えたというふうに思うので、すみません、話が長くなってしまって。私たちもやっぱり誰かに相談するといったときは、顔の見えない窓口という相談しにくくて、誰がいるのか、どう解決してくれるかなというのがすぐ頭に思い浮かぶと思うんですよ。あと、友人に相談するときも誰でもいいわけじゃなくて、あの人ならと思うと思うんですね。

だから、やっぱりちゃんと受け止められるということがあらかじめ分かる、そして、社会的にもそれが相談してもいいマターなんだと理解されるといういろんな条件が重なると使われていくのかなと思うので、多分今乖離があるのは、そこが埋まらないままなのかなという感じがしています。

(佐藤委員)

よく分かります。

(石阪委員長)

そうですね。相談までのハードルが高いですね、まだ。

(内藤委員)

そうですね。どうしても相談はしにくいと思いますけれども、どう埋めていけるかなと。

(石阪委員長)

そこがまず1つですね。ハードルを下げるということが皆さんおっしゃったことなんです。だから、トイレの話もしかり。

それともう1点は、やっぱり窓口は今たくさんあると。ただ、それがばらばらで、それぞれどうしていいか分からないという声もあるので、1つは入り口を一本化して、そこから分かるようにするというのもやり方ですし、あとは……

(佐藤委員)

こども庁ができるんだから。

(石阪委員長)

そうそう。そういうところに一元化するとか、それとあと、役所がこういったことをやるというのは私も意義があると思っていて、これ実質的には委託業務ですけれども、足立区がやっているというこのところは比較的大きいのかなと。信頼性とかそういう意味で。ありがとうございます。

田口さん、いかがでしょう。

(田口委員)

今回いろいろ聞いてきて、やはり私自身に小学生の子どもがいるので、このヒアリングとかでも1番の子どもの性自認や子ども自身とか学校とかの教育とかがどうしても気になってしまうんですけれども、それについてこれからどんどん学校や先生方への話も進んでいくと思うんですけれども、そこで思ったのが、大人や民間に向けてはLGBT、セクシャルマイノリティというところをもう理解しているんですけれども、中学生はちょっと分からないんですけれども、小学生へのアプローチというか、これからどんどんカリキュラムとかも決まっていく中で、私個人としてはLGBTだよ、セクシャルマイノリティだよ、このことを勉強するよともうプラカードを持つみたい、そんなことじゃないと思うんですけれども、するのではなく、自然にというか。

(石阪委員長)

違いを認め合うみたいなことですね、まずは。

(田口委員)

そうです。当事者であっても、当事者じゃない子も理解を深めるカリキュラムをすごい組んでいってほしいなと思って。

(石阪委員長)

要するにマイノリティの権利だとか理解というところにフォーカスするのではなく、もっと一人一人の違いを認めたりとか許容したりという社会にしていこうというところで、事例をいろいろ挙げながら一步一步階段を上がって行ってほしいと、そんな感じですかね。

(田口委員)

ですね。

(石阪委員長)

だから、恐らくこれは教育プログラム、これは1年生向けの教材なんていうのは恐らくそのあたりからスタートしているんだと思うんですね。

(田口委員)

1年生向けの教材もまた中学校では男女相互の理解と協力に基づくと書いているんですけれども、この「しょう太くんとあやちゃん どうしたらいいかな」以外にまた高学年向けではどんなのがあるのかなと。

(石阪委員長)

そうですね。その発達段階に応じた。

(田口委員)

そうです。もう高学年になるとインターネットも使い出すし、学校でパソコンの授業もあります。

(石阪委員長)

がらっと変わりますよね、取り巻く環境が。

(田口委員)

小説だって文字のものを読み出すような時期にどういうアプローチをするのかなとかいうことがすごい気になったりとか、あと、個人的なことなんですけれども、今年の夏にすごい印象的な出来事があって、今年の夏は小学校がコロナ禍で、去年はゼロだったプールの授業が今年は数回やりますという通達が来たんですね。

でも、子どもは大きくなるので、その指定の水着を買っていたらもったいないので、学校から今年は特別に指定の水着じゃなくていいですよ——縫いつけなきゃいけないんですけれども——という連絡が来たんですね。

そうしたら、じゃあちょっと指定の水着は、男子は一分丈か二分丈ぐらいのぴたっとした紺色のものなんですけれども、家で真っ黒だったんですけれども、膝上まである水着があったので、それを持たせたんですよ。そして、何回か履いて帰ってきたら、「俺、この水着で入れてよかった」みたいな感じで、「あれはちょっと短いから嫌だったんだよね」みたいな感じで言っていて、「周りみんなどんなのを着ていたの」と言ったら、「誰々はちょっとぶかっとしたやつだったよ」とか「誰々はすごい格好いいやつだったよ」とか、「女の子はこんなので、ここまであるやつの子もいたよ」みたいな感じで、別に彼はセクシャルマイノリティとかそういうことを話そうとしたんじゃないんですけれども、すごい今年はよかったなみたいな感じで帰ってきたことがあって、何かそこでちょっとつながるものがあるのかなと思って。

(石阪委員長)

今のお話も結構さっきの話につながるんですけれども、例えば水着もそうですし、それからあと、体操服とか、それからあとは制服ですね。こういったものも恐らく区としてまだ調査をしていないですね。例えば違和感があるとか着たくないとか、多分そういうことはあるんじゃないかと思うんですね。体操服も今は、男女で一緒なんですかね。おそらく、大体一緒でしょう。膝上ぐらいまであるズボンですけれども、昔は違いましたね、男性と女性で。

(田中孝子委員)

私世代は違いました。

(石阪委員長)

違いましたよね。だから、今は一緒になってきましたけれども、水着も……

(田中孝子委員)

水着は去年はなかったのが今年から上にラッシュガードを着用のことというので、どういう目的かまでは書いていなかったんですけども、今年から購入するようになるのがありました。

(石阪委員長)

そうですね。水着というのは恐らく一番男女の性的な差が出る部分だと思うんですけども、例えばラッシュガードを着たいという人もいるでしょうし、それから、もっと長い水着を着たいという人も多分いると思う。

(山下委員)

うちはおととしからボックスタイプになりました。選べるように。それまではずっとビキニタイプというんですか、普通のスクール水着だったんですけども、おととしから副校長がちょっと変わった時期で、その副校長がこれではまずいというので、ボックスタイプも選べるように両方。それが強制ではなく、どちらでもいいですよ。今まで持っている在校生の子はビキニのタイプなんですけれども、また高学年になっていくといろいろ体格も変わってきたりするので、ボックスタイプも買えますよというふうな選択肢を。

(石阪委員長)

でも、恐らく今の学校でいうと数年前とということですか。2年前。

(山下委員)

2年前ですね。

(石阪委員長)

ですから、恐らくまだ……

(田中孝子委員)

うちはもっと前でしたね。

(石阪委員長)

足立区はまだ全部そこまで行っていないですね、多分。1種類というところが多いんじゃない。

(田中孝子委員)

今大学2年生の長女が中学1年生のときからもう既に女子は、上はもちろんこうなんですけれども、下だけ見ると男子みたいなパンツタイプでつながってはいるんですけども、割と膝の上辺りまである。

(石阪委員長)

でも、体操服は一緒ですか。

(山下委員)

体操服は一緒なんですけれども、これは私からちょっと提言したんですけども、やっぱり女子は女子で体型が高学年になると変わってくるので、マラソン大会とか持久走大会とか運動会とかを見ている、なかなか買い切れないじゃないですか。サイズアップしても無理やり着ちゃうというのがあるので、ぴちっとしちゃうんですよ。体型がそのまま出てしまうので、これはちょっとまずいんじゃないかなというのを思い、強制的に学校のほうから手紙を出してもらって、下着を着せるように、男女。女子だけではなく、汗を吸い取るという意味合いを含めて、そのまま脱いで普通の私服というか洋服を着ちゃうと風邪を引いたりだとか冷えたりとかするのがあるので、下着を絶対着させるようにという手紙を配布してもらっています。

(石阪委員長)

じゃあ、今は下着を男女ともに着てということですね。これはちなみに学校側からではなくて、みんな保護者サイドからの発

信で大体変わっていくケースが多いんじゃないか。

(山下委員)

一応私がこれはおかしいんじゃないのかなというのは……

(石阪委員長)

普通は学校側、たとえば先生方の会議の中でこれはちょっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという意見が出てきてもいいと思うんですが、今のお話を聞いていると、何か皆さん保護者のほうからいろいろこれはおかしいんじゃないかという意見が出てきて初めて変わっていくようなところもあるので。

(山下委員)

立場上そういう保護者さんとかお母さんたちにもこれはどうなっているのという窓口になることが多いので、こういう意見がちょっと多数多いんだけどもというので私が学校に持ちかけてというので、やってもらうパターンが多いですよ。

(田中孝子委員)

それもありますし、誰か保護者がそういうことを学校に言ってきた。これは保護者代表を呼ぼうというので私が呼ばれて、こういうのがあったんだけども、どう思うみたいな。そういうことが可能であればそうしていただきたいですね。

ただ、やっぱり発信するのは勇気が要るじゃないですか。

(石阪委員長)

大変ですよ。保護者のほうから学校側に言うのは相当なハードルですから。

(田中孝子委員)

こういう何かがあって呼ばれたときをきっかけに、こうしたほうがいいんじゃないですかとか、こういう声が届いていますということはお伝えすることがあり、改善さ

れていったりすることはありますね。

(石阪委員長)

そう考えると、やはり区として各学校に一回調査をしたほうがいいのかもしれないですね。そのあたりをどのようにお考えかということと、もし1種類しかないものを全てが着ているというような状況であれば、こういった多様性の問題もあるので、配慮をするべきだというような通達は出ているかもしれない、ひょっとしたら。

(田中孝子委員)

あと、感じたことは、私は上の子と3人同じ中学校に行っているんですけども、校長先生が4人目かな。そうすると、やっぱりその校長先生、トップが変われば変わるというのは本当なんだなと。

(山下委員)

そうですね。

(石阪委員長)

もう学校側のかなり裁量が大きいんですね、そうすると。

(田中孝子委員)

そうですね。

(内藤委員)

足立区では、今水着や体操服の話が出ましたけれども、公立の小中学校に対して統一的なこういうのを提示して買ってもらうのか選んでもらってくださいますか。これは出してない、各校の裁量ですか。

(松本課長)

各学校で違います。

(内藤委員)

今のようなPTAさんからのご要望があって対応したというときには、何ら区に報告もなし。それはやるので、もう勝手にやられている状態ということですか。

(松本課長)

一件一件吸い上げはしていないと思うん

ですけれども、ちょっとそこは教育委員会に確認を取ってみます。制服なんかは各校で判断して、問屋さんというのは聞いていますけれども、体操服なんかも同じではないかなと。

(田中孝子委員)

かばんなんかもそうだと思います。スクールバッグ。

(石阪委員長)

スクールバッグも男女で違うんですか。

(田中孝子委員)

男女一緒ですが、今年度から変わりました。昨年度の秋ぐらいから動き出して、縦型にしよう。横型のリュックだったんですが、それを教科書が入れづらいついといろいろな、それこそ校長が変わって、今の高1になった子たちの生徒会を中心に、保護者、PTAも何人か入れてこういうふうなのがいいんだということで。

(石阪委員長)

ちなみにバッグというのは学校指定のものなんですね。

(田中孝子委員)

指定です。

(石阪委員長)

あとは学校が特定されるのも避けるので、今は名札とか、それから、校章というのはなるべく入れないようなものが増えていきますよね。

(田中孝子委員)

そうだと思います。

(内藤委員)

山下さんは小P連ですよ。多分、山下さんの学校でのさっき取組のお話をされたと思うんですけれども、小P連としても同じような各校そういうニーズがあつて、小P連として区のほうに出しているということはないですか。足立区小P連でも要望は

出すタイミングがありますよね。

(山下委員)

やっていないですね。そもそもというか、私はここに参加させていただいているんですけれども、LGBTの話が私が持っていくだけで、そこで議論じゃないですけども、話になることというのはやっぱり区の方がパンフレットを持ってきていただいて、こういうのがありますというだけで終わっちゃうんですよ。次の議題があるので。そのテーマがその話で、おたくの学校はどうなの、小学校はこういうことをしているのという話はないですね。

(内藤委員)

では、1年間に1回統一的な要望を出すタイミングというのは、足立区小P連や足立区中P連にあるわけではない。

(田中孝子委員)

中P連にはないですけども、中P連に都のほうに行くのを募集する期間は先月ありました。

(山下委員)

コロナのときは、やっぱり二、三年何もできなかったじゃないですか。卒業式もなしとか保護者もなしとか。保護者1名だとか2名だとかなしだとかというのも、さすがにそれはということで、保護者を1名ないし2名入れてくれというような要望は、小P連のほうから区へ上げたことはあります。

(内藤委員)

ありがとうございます。各校のいい取組がどれぐらいこの区全体に広がる仕組みになっているのかちょっと知りたかったので。

(石阪委員長)

恐らくその辺が各学校で止まっちゃっているんですよ。

(内藤委員)

ちょっと私、自分の話で恐縮なんですけ

れども、私は中野区民で、中野区小P連は、私も小学校、中学校に子どもが行って、小P連、中P連があって、そこは統一的に年間1回、統一要求というか、要求を各校からまとめて、各校PTAからまとめて結構膨大なものをネットに出していますけれども、出して区から回答いただくというタイミングがあって、そういう中に結構トイレのことはぽつぽつ入っています。各校から出てきてというのは……

(山下委員)

でも、小P連は個々のほうに、区のほうに何か訴えたいことがあれば区のほうに言ってくださいみたいな、そういうのは来ます。それをまとめてというのはないですね。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

田口さん、よろしいですかね、それで。

(田口委員)

大丈夫です。でも、今初めて足立区立の公立の小学校ですら、私も今まで水着は一律で決まっていると思っていたんですね。全員男子は一分丈の半パンを履いて、女子は選べない、1種類のもの。うちは1種類だけなので。

(山下委員)

今年はいろんなものを選べました。数回しかないのですが、お家にある水着で、ビキニでもいいです。でも、ゼッケンはつけてくださいと。何でもいいですよ。わざわざ買わなくていいですよと。

(石阪委員長)

本来は多様なものから選べるという形が一番いいと思うんですけども、確かに1つしかない、それを強要されて困る子どもたちは絶対出てくるので、そのあたりの配慮というのは今後必要になってくると思うんですね。

(山下委員)

いろいろ学校指定になると、上履きもそうですし。

(石阪委員長)

上履きも1種類ですよ、基本は。

(山下委員)

そうです。学校指定のものになると、意外に高いんですよ、スクール上履きは2,000円とか2,000円以上してしまうので。中学に上がると体育館履きと上履きというのが別にできるんですけども、小学生はそれができないので。安いバレエシューズだと廊下とかはいいんですけども、体育館は別に準備しなきゃいけないということで、うちの校長にも言ったんですけども、それ2つ準備させなきゃいけない、費用もかかると。だったら今のままだっちも行けたほうがいいだろうというので、今のままに。

(石阪委員長)

上履きと普通の教室用とで違うんですね。

(田中孝子委員)

中学校は外履きと上履きだけです。ただ、今1足制の学校が結構増えているということを知っていて、足立区は多分まだないと思うんですけども。

(内藤委員)

中野区は1足履き。

(田中孝子委員)

この間、ニュースで見ました。うちの高校生のところが、行ったら上履きを買うんだろうなと思ったら1足制でした。私はそれこそ1足制というのは全然想像もしていなかったので、絶対学校は玄関で、昇降口で上履きに変えると思って。

(山下委員)

下駄箱がないんですか。

(田中孝子委員)

下駄箱は高校はないです。ちょっとびっくりしました。でも、人数が多いから下駄箱を作るところがないのかなと思って。ちょっと脱線しましたけれども。

(石阪委員長)

はい。どうぞ。ありがとうございます。

(田口委員)

すみません。戻ると当事者もそうじゃない人もちょっと嫌だなと思っているところは改善できるようなこと、それがもっとお互いに意識できるようなカリキュラムができればいいなと思っております。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

亀田さん、いかがでしょうか。

(亀田委員)

今回、貴重なお話をお伺いして、まず子どもたちに女の子らしさとか男らしさとか、そういう事を全然意識しないで自由に自分らしく生きていけるように、小さい頃からの教育は必要だなと思ったのが1つと、あとはさきほどのトイレのお話ですけれども、自分に置き換えてみると、会社のトイレも多機能トイレはあるのですが、多機能化し過ぎていて使いづらいというご意見もありましたが、お話を聞いたようなトイレはうちにはありませんでした。

さらに、私のフロアには300人か500人ぐらいいると思いますが、そのビル全体には多分4,000人ほどいると思うのですが、そのビル全体には多分4,000人ほどいると思うのですが、お話を聞いたようなトイレはありますか、また、他企業に行ってもそういったトイレは見たことがなくて、一体お話を聞いたトイレはどこにあるのだろうと逆に思いました。

(石阪委員長)

そういう意味では一般企業やそういったところもそういうトイレがないということ

ですね、ほとんど。

(亀田委員)

だから、多分何かそういう通達というか、1つ何か始まれば今回のSDGsとかもそうですけれども、一気に広まると思いますが、今自分の身近ではその様なトイレはありません。

(石阪委員長)

恐らく皆さん、そういった性自認が違ふとか、そういう方はどちらかを自分で決めて利用されているということですかね、そうすると。

(佐藤委員)

ちょっといいですか。

USJもディズニーランドも実はそういうのがないんですよ、いまだに。あってしかなるべき二大巨頭がないというのが1つあって、結局オールと書いたそれだけの文字のトイレがあればいいのに、多機能と言われた瞬間から敬遠する人も出てくるから、やっぱりおっしゃるとおりでオールが一番いいんじゃないかなと思いますね。

(石阪委員長)

そうですね。だから、先ほども言ったように民間企業への啓発ということも併せてやっていくということと、まずは官ですね。公立、簡単に言うと役所のほうからスタートするということが、民間へも普及していくということが必要なのかなと。

それでは、行きましょう。今先ほど学校の話がありましたけれども、いかがでしたでしょうか。

(山下委員)

そうですね。小学校では違う話をちょっとまとめていたんですけど、「何々君」、「何々ちゃん」というのが、出席番号が全部男女一緒になったというのもありまして、もう共通で何々さんと呼ばすよう

にしているんですね。

(石阪委員長)

「君」とか「ちゃん」言わずに全部「さん」で統一すると。

(山下委員)

そうです。全部「さん」で、男の子も女の子も関係なしで「さん」と呼ぶようにしているみたいで、学校が終わってから遊ぶときには「何々ちゃん」とか呼び捨てとか、そういうのはしているらしいんですけども、学校では「何々さん」というふうに統一しているみたいなんですよ。

やっぱり性自認、男子だと小学校入学前で自認する子が多いというのがないですか。やっぱり小さい子ほど何か周りとは違うのかなと思っていても、周りの子たちというのはそれが分からず、何かすごい女の子っぽいだの男の子っぽいだの、言葉は素直に出てしまうと思うんですね。家でも私も娘2人いるんですけども、お姉ちゃんなのに、女の子なのにという言葉を使ってしまうんですよ。

ただ、またそこで口答えじゃないけれども、女の子らしさって何とかそういうのが、だから、私も女の子はこういうことをするんじゃないというようなことを言うともあって。だから、性の教育というんですかね、そういうのも男の子が小学校に入る前から自分はちょっと違うのかなというふうに思うところから、幼稚園とかそれぐらいの頃から先ほどのお話じゃないですけども、絵本とかもうちょっと増やして、こういうのはおかしいことじゃないんだよということを、もっと早めにしてあげたほうが。そうはいつでもやっぱり体の仕組みは男女で違うと思うので、その違いというのも早めに分かってあげないと、男の子だったらまだ分からない子だったら、

何で女子トイレに小さい箱があるのとか、そういう疑問が出てきてしまう。分からず開けてしまったりとか、そういういたずらは結構小学校で、私の小さい頃はあったりしたんですよ。

(石阪委員長)

昔は例えば高学年でやる性教育は男女分かれてやっていませんでしたか。

(山下委員)

分かれてやっていました。

(石阪委員長)

特に女子だけ特別にやるというような…

(山下委員)

移動教室に行くちょっと前にというのがあったので、それも男女別にする必要も。

(石阪委員長)

今はどうなっているんですかね、現状。

(山下委員)

男女別です。

(石阪委員長)

やっぱり別にやっているんですか。

(山下委員)

はい。それも男女別じゃないほうがいいのかなと。さっきのトイレの話もそうですけれども、そもそも分けているからそういう問題があるのかなと。先ほど佐藤さんがおっしゃったように全部をオールにしてしまったほうがジェンダーレスでない方とかいろんなLGBTじゃない方も入りやすいと。多目的となっちゃうとやっぱりちょっと引いちゃうんですよ。空いているけれども、入れないかなというようなのがちょっとあったりとか、周りの人の目線というんですか、何か偏見を持たれるんじゃないとか、そういうのも何か感じるのかなというのをちょっと思ったんですよ。多目的とかそういうふう書いてあって、そ

こに入らざるを得なくなっちゃうと、やっぱりそういう入りづらい現状があるのかなとちょっと思ったりもしました。

(石阪委員長)

まず、最初の小学校入学前というのは、これは前回も言っていたんですけども、男の子のほうが圧倒的に早いんですね、気づくのが。これはやっぱり周りからからかわれたりとか言われて自覚するというケースが多いと言っていましたね。人と違うということをかからうんですね。

(山下委員)

やっぱりままととスカートを履いたりだとかメイクに興味があつて。

(石阪委員長)

それで、いじめられて、あれ、自分はちょっと違うんじゃないかということに気づくと。だから、早いというようなことを前回ちょっと言われていたような気もしたので。

(山下委員)

だから、そういうのがやっぱりおかしいことじゃないんだよということ。

(石阪委員長)

それと、あとは保護者向けのこういった例えば性教育であったり多様性の教育というのも回数が恐らくそこまでなかったんじゃないかな。あまり機会がなくて、何か親向けの様々な講演会というものも道德の地区公開講座、この中で一部取り上げているということですから、恐らく年に1回あるかないかというぐらい、場合によってははないのかな。これ道德の一環としてやるということは、いわゆる性に関することとか多様性に関すること……

(山下委員)

高学年になってそういうことを学んで。

(石阪委員長)

親が学ぶ機会はあまりないということですね。

(山下委員)

ないですね。

(石阪委員長)

いわゆるPTA向けとか保護者向けの学校でやる講演会とかないですよ、あまりそういう機会も。

(山下委員)

親からはやっぱりそういうのは教えるじゃないですか。女性は生理が来たらそのタイミングで教えてあげるとかそういう、男の子はちょっとどの段階かというのが分からないですけども。体が違うから男性だったらこういうのがあって、女性ならこういうのがあってというのを……

(石阪委員長)

それぞれ一緒に聞くということですね。全員で性教育を子どもたちが受ける場というのは恐らくないとすると、発達段階や内容によってではありますが、男女一緒に受ける性教育もあっていいのではないかと思います。これは先生方にもいろいろと考えや思いもあるかもしれませんが。

(山下委員)

だから、女性もそのほうが女性生理休暇というんですか、そういうのも取りやすくなってくるんじゃないのかなとちょっと思いました。

(石阪委員長)

そうですね。男性のほうの理解も得られます。この辺は、実態はまだ分からないですよ。どうでしょう。

(松本課長)

それも各校で違うと思います。

(石阪委員長)

違うんですよ。このあたりがやっぱりまだちょっと調べてみないと何とも言えな

いんですけれども。

(松本課長)

しかも、低学年からというところはほとんどないかなとは思いますが。

(石阪委員長)

それは一致していると思うんですよね。ただ、高学年からスタートする性教育と一緒にやっているところを僕はあまり聞かないので。

(田中孝子委員)

中学校はちょっと来月、次回までに確認してきます。

(石阪委員長)

ありがとうございます。だから、そのあたりで例えば皆さんの意見として、やっぱり一緒にやったほうが互いの違いあるいは自分自身の問題として考えられる機会が増すので、こういう点で非常に有効ではないかという意見が出たということはお伝えしたいと思います。

(内藤委員)

あと、今未就学の対象の教育というか啓発は大切というお話で、先生が保護者向けとおっしゃったんですけれども、この足立区さんのご用意された最後の今後の方針のポツ1つ目に地域団体向けの出前講座とか書いてありますが、LGBTに関する講座でPTAとかにもやったことはなかったでしたか。何かちらっとどこかで聞いたことがある。

(田中孝子委員)

青少年課が主催のLGBT研修会が9月、10月にありました。

(内藤委員)

今年の。

(田中孝子委員)

そうです。私、10月かな、9月かな、参加する機会があったので、そちらに参加し

て、その際の講師の方に早いお子さんですと、幼児期、幼稚園児のときというのをお聞きして、そう言えば何かそういうのを見ているかな、男の子がおままごと、女の子が戦いごっこみたいな。うちの子たちと同世代の子たちでいたなというのを感じて、でも、ちょっとまだ自分の中ではそういう理解も認識も全然薄かったので、今後こういう場にも参加することができているので、もう少しそういうことを深めなければいけないなと思いました。

(内藤委員)

ありがとうございます。それは、青少年課というのは区ですか。

(田中孝子委員)

足立区の。

(内藤委員)

対象は。

(田中孝子委員)

PTA会長となっていました。

(内藤委員)

じゃあ各校のPTA会長が……

(山下委員)

ただ、会長に限らず二、三名という感じで。

(松本課長)

青少年課からは、うちのほうに直接依頼等はなく、向こうの予算でやっていて、うちに声がかかったのは青少年委員さんたちの講座というか、そういうのは私が行って話したというのは、そういうことはやっています。

(内藤委員)

そのときの先生は分かりますか。

(田中孝子委員)

LGBT法連合会事務局長、神谷悠一さんとなっていますね。

(内藤委員)

すばらしい。それは教育委員会のほうではないんですね。

(松本課長)

教育委員会です。

(田中孝子委員)

そうですね。教育委員会青少年課ですね。

(石阪委員長)

それは要するに一部ですよ。全員が聞けない。

(田中孝子委員)

全員ではないですね。

(内藤委員)

P T Aの本部がみんな……

(石阪委員長)

一応来られて、だから、そこから先なんですよ。それが各学校でうまくそういったさっきの意見みたいな形で集約できると面白いですよ。こういう試みがあって……

(田中孝子委員)

プロジェクターでやられたものを冊子ではもらったので、それは本部のほうに持ち帰って見られる人は見てという感じはしました。

(石阪委員長)

でも、数年に1回そういう試みがあればローテーションしていくわけですから、委員の方というのは。

(内藤委員)

あるいは今オンラインで結構見られたり……

(石阪委員長)

本当はそういうのがあると。

(内藤委員)

皆さんはリアルに行かれているかもしれないけれども、それ各P T Aが見られるような形に……

(石阪委員長)

そうですね。上げておいてもらえば誰でも見られるというか、P T Aに入って。

(内藤委員)

共有が楽ですよ。

(石阪委員長)

そういった試みは必要ですよ、確かに。

(田中孝子委員)

持ち帰りたいと思います。

(石阪委員長)

よろしいですか。田中さん、どうですか。いいですか。

(田中孝子委員)

はい。

(石阪委員長)

お待たせしました。小川さん、最後になりましたけれども。

(小川委員)

現役の子育て中の皆さんからのたくさんの意見で大変参考になりましたけれども、私はやっぱり一番頭に残るといってか考え方のらしさというのを、今ともすると、らしさを「だから、いけない、いけない」と排除しますけれども、やはりすごく大事な部分だと思うんですよ。それを並行して伸ばしながら、なおかつというやり方は何がいいんだろうかといったときに、やはり佐藤さんがおっしゃるようなオール、全ての人がどの分野にいても、例えば課外活動に出る前の女の子だけの性教育とかこういうのがありましたけれども、私、長女のとときに一緒に聞いたことがあるんですよ、体育館で。私が役員をやっていたからかな、それとも、でも、全部のお母さん方が見えていなかったから、何か特別にそこにいたのかなと、そんな曖昧な記憶なんですけれども、こういうのもやはり親もちょっと改めて、今はネットで調べたり、いろいろ先生方も努力なさって説明してくださるから、

子どもたちも情報として豊富なんですけれども、私たちの頃は私自身も子どもと同等ぐらいの知識しか本当になくて、それを目の前でプロジェクターを使ったりして説明を受けたり、知識を入れていただいて真剣に聞いたりした覚えもあったんですけれども、やはり何を聞くのであっても、いろんな人を認めるということだから、みんなで聞いたりみんなで知ったり、そうすることによってらしさも大事になってくるし、自分じゃないほかの人の全てを大事にする思いやりというのが並行して育っていくのかなど。

私の中では、やはりらしさも大事だし、まして若い女の子たちに「誰でもいいから結婚なんて勢いだからしちゃいな、早く」なんてよく笑いごとのようにして言うんですよね。それで、子どもを産んで初めて全然知らない世界に子どもとともに歩み出して、その中で何が得られるかといったら、自分以外に一番大事なものが子どもとして授かるわけですよね。その大事なものを守るために何をするかといったら、やはり思いやり、もちろん旦那様にも周りの人全部にも我が子を大事にしてもらうため、他人様ももっと大事にしてあげればそれが跳ね返ってくるわけですよね。

だから、こういう放射線状の人との関わり合い方というのは、すごくこれからますますネットでも何でも得られて、何でもオーケーよなんて、それはそれでいいんですけども、そういう淡白なことじゃなくて、もっと大事な、さっきの「いやや」の例じゃないんですけども、相談したくてもできないと、こういう状況のときに周りのそういう大きな放射線状の思いやりとか、この人なら安心、ここなら大丈夫というような、そういうほっとした場所や心がお互い

に保てるような人間形成ができる社会にしていけば、もっと全てオールで含まれて。

(石阪委員長)

そうですね。そういう意味では、やっぱりみんなという考え方を普及させていくと。

(小川委員)

だから、自分だけじゃなくて相手の環境も知ってあげる、理解してあげるということがすごく大事なことは常に思っております。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

片野さん、いかがでしょうか。

(片野副委員長)

ほとんど皆さんにおっしゃっていただいた感じなんですけれども、まず、今のらしさというのは自分らしさということになってくると私は考えているんですね。それは男女関係なく自分らしい。トイレの話につきましては、65%の当事者の方が使いづらいと。何かしら問題を抱えていらっしゃる。その中の32%が多目的のトイレは使いづらいと答えていらっしゃる。

私はずっと謎だったんですけども、何でトイレを1つずつにしないのかとずっと謎だったんです。だから、男女と分けなくて、もう1つずつ並んでいればどっちも入るじゃないですか。

(石阪委員長)

要するに誰でも使えるトイレが1つがば一つといっぱい並んでいて。

(片野副委員長)

そうそう。もともとトイレが個室で入るものなのに、何でもまとめて部屋を作らなきゃいけないのかとすごい疑問があったんですね。オールジェンダーのトイレに対しても、やっぱりちょっと海外では問題になっ

ている、考え方が問題になっているということも今出てきたので、よく事例を研究しながらやっぱり考えていく必要があるのかなと思っています。

あと、教材に関しては、私もちょっと興味があつて調べたんですけども、1年生がしょう太くんとあやちゃん、「青いラジコンカーとお人形」という教材です。3年生で「子ども大統領」というのがあって、要するに女性でもそういうふうになって、男、女関係ないということですね。「私たちの未来」というのが6年生と、「あやちゃんのやりたいこと」というのも6年生で、これが一応内閣府の男女共同参画推進委員会連携会議で、国・地方のネットワークを活用した男女共同参画推進事業としてこれが取り入れられて、道徳の中でやっていると思います。

先ほどの校長先生からとか、まさに私も学校現場に入っていて、それはすごく思います。前の例えば前任校が足立区じゃない方、副校長とか管理職が来ると、やっぱりそこで変わったりするんですね。先生の意味で変わっていきます。

やはり「さん」づけにすればいいというわけでもなく、やっぱり根本的に同じ土俵にただ置けばいいということじゃなくて、やはり今もう風土的に男女が平等じゃない社会になってきてしまっているの、それにさらされて子どもたちは大きくなっているところ。だから、やっぱりそれを変えていこうと思ったら、幼児期からそれを変えていかなきゃいけないというのはすごく感じます。

家庭の中からやっぱり、お母さんは洗濯する人みたいな。何でお母さんが自分のことをやらないんだと言って怒っているわけですよ、子どもが。いやいや、それはお母

さんの仕事じゃないでしょう。あなたのものを洗濯してたたむのは、そもそもお母さんの仕事じゃないと思うよと。そういうところからやっぱり言っていかなきゃ、でも、なかなかそこを学校教育でやっているような市は、授業をいろんな学年で見えていますけれども、あまりないですね。

だから、そこから変えていって、一応取組としては男の子も裁縫とかやっていますけれども、それが生活に結びついていない。だから、もっとお手伝いをする時間が日本の子どもはすごく少ない、海外に比べて少ないので、やはり家庭の中の一員である、家庭社会の中の一員であるというところから平等意識というのと郷土意識が芽生えていかないとそこは成り立っていかないので、やっぱりPTAの方たちにそこを学んでいただくことは非常に大きいと思っています。

残念ながらコロナで道徳講座とかがなくなって、公開講座がないんですね。なので、そのところで学習する機会がちょっと失われているかなというふうに思います。このぐらいでしょうかね。

(石阪委員長)

そう考えると、このLフェスタもそうですけれども、動画のような動画配信という形で。

(片野副委員長)

今、子どもの頃からの性教育は、この先生は年齢ごとの性教育をすごく大事にされている方なんですね。遠見才希子さんといって、よくテレビとかの性教育に出ていらっしゃる、特集に出てこられる方で、ネットで検索すれば「えんみチャンネル」と自分でユーチューブのチャンネルもお持ちの方で、あと、TBSラジオとか朝日新聞なんかでも取り上げられた先生です。

ですので、年齢ごとの性教育をすごく大

事にしていらっしゃるので、今私もちょうと先生とやり取りをしているので、そのLGBTのことにに関して幼児期にどういふことをしたら親はいいのかということをお話しいただけますかということは今言ってみようかなと思いました。やはり周りが受け入れる土壌がないとなかなか厳しい、システムだけ変えてもなかなかないので、やはり私たちが啓発していくということは非常に、男女の問題に関しましても、もう女性というのが生物学的な女性だけではなくてきた。なので、男女の基本的なものが平等でないとLGBTの平等もないんですよ。結局LGBTの中でも、マイノリティの中でもやっぱり差別が出てしまうので、そのところはやはり女性と男性というのがもう大きく変わってきているということをおもなが理解していくところというのをやっぱり、これは誰がやるのかといったら私たち区民がやっついていかなくちやいけないことだろうというふうには考えています。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

それでは、一通りご意見をいただきましたので、一旦ここでちょっと休憩を取りたいと思います。前の時計で5分ぐらい、52分ぐらいまでちょっと休憩を取って、その後、残りの時間は、今度は2つ目のテーマ、格差の問題に入っていきます。

恐らく今日全部終わらないと思いますので、残りについては次回、最後になりますけれども、次回のときに少しまた皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。

それでは、一旦ここで休憩にさせていただきます。

(休憩)

(石阪委員長)

れでは、再開させていただきます。

次に2つ目のテーマですけれども、こちらは男女格差の是正に向けた取組ですが、こちらに入る前に少し先ほどのオールという言葉ですね。オールトイレ、全てのトイレですが、ちょっといろいろ今お話もしていただんですけども、今障がい者団体のほうからオールにしてしまうと、いろんな人たちがそれを使ってしまって、自分たちが本当に使いたいときに、いわゆる多目的トイレを使えなくなっているという問題が結構声として上がっているそうです。例えば女子高生とかメイクするのもオーケーだし、長時間寝てしまうとか、そういうようなケースも出てくるんじゃないだろうかと。そうなったときに、やっぱり本当に使いたい方がトイレを使うという本来の目的ですね。こちらの趣旨から場合によっては外れてしまう可能性もあり得ると。そうなったときに、オールというよりはやっぱりオールジェンダーという形にして、多目的トイレはやっぱりそういう方を優先して使っただくと。その辺のやっぱり難しさというのはあるというお話もいただいたので、佐藤さん、どう思われますか。

(佐藤委員)

象徴的なのは、都営地下鉄とメトロはもう違うんですよ、トイレが。同じ電車なのにだれでもトイレと多機能トイレかな。そのあたりからしてもう混乱していますよね、大人たちが。だから、どういう呼称であっても私はいいと思ひていて、統一さえされていれば、例えば足立の中で実験的という意味でもやってほしいと思ひます。

(石阪委員長)

そうですね。誰でもというのと、かなり誤解をされてしまう。本来使いたい人が使えないというか、誰でもいいんだみたいな話

になってくるので、だから、ちょっと名前も考えないといけないですね。オールジェンダーのほうがいいのかな。その辺は難しいと思うんですけども。

ですから、これちょっと当局のほうでどんなネーミングがあるかを調べていただいて、区としてどのような取組にしていこうかということちょっと考えていただく必要があるかなと思います。

(佐藤委員)

私はもう何でもいいと思っています、本当に。

(石阪委員長)

むしろ名前としては。

(佐藤委員)

名前として。

(石阪委員長)

トイレについて。どうぞ。

(内藤委員)

前提として、やっぱりさっき片野さんがご紹介くださったように、主にトランスジェンダーの人がトイレを使いづらいと言っているのは、やっぱり自認の性別、今おっしゃったように性別は生物学的なとか、戸籍上の性別以外に自認の性別とかが出てきているわけですけども、その自認の性別の施設を利用するということに対して、社会がなかなか許容しないということが一番問題なわけです。それに対して使いづらいというデータが出ている。だから、それに対して、その風潮を置いておいてどうにもしないで、ただそれにあてがうような施設を作るという話は、若干本末転倒かなという思いがあります。それで、冒頭やっぱり差別とか偏見をなくすというルールをまず持つべきじゃないかというお話をしたんですね。

でも、やっぱり実はトイレの利用は職場

のトイレの利用でたくさん今、たくさんでもないですけども、訴訟になったりもしているように、職場では結構大きな問題でトイレをどうするか。でも、それは職場で例えば女性職員の人が生物学的に男性で女性自認の人と一緒に使うのは嫌だと言ったりしたと会社側は言っているんですけども、それを根拠に判断していったりするわけですね。

でも、やっぱりそういうふうに言うということ自体が問題で、何で女性自認の人と一緒に使いたくないと思うのか、やっぱり偏見があるわけですよ。それを何とかしていくということも併せてトイレ問題のときに考えていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

(石阪委員長)

難しい問題ですね。これ法的にトイレは特に規制はないんですかね。国によってあるんでしょうか。

(内藤委員)

あるんですよ。

(石阪委員長)

どうなんですかね。

(内藤委員)

職場は男女別にしなくちゃいけない。

(石阪委員長)

いけないと。

(内藤委員)

労働安全衛生法の事務所衛生規則というのがあって。

(石阪委員長)

何か古い事業所だと一緒とありますよね、たまに古いところは。

(内藤委員)

実は今、インターネットなどでこれ問題になっているマターでして、厚労省が一部緩和をしようと。というのは、男女別のト

イレを職場では設けなきゃいけないと、基本的に。そういう法律があるわけですね。それは労働安全衛生法という衛生のため、プライバシー確保とか安全衛生のために。だけれども、今やっぱりトランスジェンダーの問題とかいろいろ、あと、実際は多くの小さい事業所で1個しかないんですね。そのように結局違法状態がそのままになっているので、これを誰でも使えるトイレとしてちゃんと認めていこうというのが一つの趣旨だったんですけれども、今の法改正で。

だけれども、基本的には男女別のトイレは基本は維持すると。ここにも書いてありますが、男、女の二元的な考え方でいいのかみたいなところもあるので、いろいろ考えていかなきゃいけない部分ですけれども、法律上の規制は男女別のトイレというのが一応まだ基本。ただ、一部それだけではもう違法状態ばかりなので、一部それを認めていこうと追認するような形になろうという動きが今あります。

だから、行政のトイレの話ではないんですけれども、でも、職員の方にとっては自分の職場のトイレという視点で区の施設がありますし、そういう視点で見ると、例えば全部男女関係ないトイレを作ってしまったらいいかという、現状法律ではそうっていない。

(石阪委員長)

だから、いわゆる個室がいっぱい並んでいるようなトイレというのは原則駄目なんですね。

(内藤委員)

いいえ。今、片野さんのご提案のあった個室で男女というか。個室でも男性、男性、男性、女性、女性、女性、共用とかならいんです。

(徳永委員)

男性用と女性用に区別するというルールになっていますね。

(石阪委員長)

区別しなきゃいけないんですね。

(内藤委員)

それ自体が法的にはいかなものかという考えもあると思うんですけれども、現状はそういうことです。

(石阪委員長)

もし現状やるとすると、男性用トイレ、女性用トイレ、オールジェンダートイレみたいな3つ作らなきゃいけないわけですね。

(内藤委員)

職場の規制では。

(石阪委員長)

職場の規制では。

(内藤委員)

ただ、小規模のところについては、今これから少しルールは変わっていく。

(石阪委員長)

スペースがないところは、もう皆さんご存じのとおり1つしかないですね。鍵かかるトイレが1個だけあって。

(内藤委員)

職場のルールがそうです。

(佐藤委員)

実験的にやるんだったら、学校だけで先行してやるという手もありますよね。企業を含めず。

(石阪委員長)

だから、いわゆる公共からスタートしなるとなかなか難しいかもしれないですね。役所であったり学校であったりということになると思います。

(山下委員)

1つ思ったんですけれども、学校で全部男女共用というか、そういうふうにしたら

今のいじめというのもちよっとなくなるんじゃないのかなと。女子トイレでよくドラマとかでもそうですけれども、女子トイレで上から水をかけたりだとかは古いかもしれないですけれども、そういういじめがあったり、ちょっと呼び出してトイレでというのがあったりするの、そこに男の子が入ってみんな一緒に共通のところになれば、そういうのも減ってくるのかなと。止めて入ってくれたり何なりというのもあったりするのかなと。それがちよっと一緒になっちゃうという可能性もありますけれども、そういうのもあったりするのかなと思ったりもしました。

(石阪委員長)

難しいですね、これは。また教育現場はちよっと違いますよね。職場じゃないので、先生方のトイレとはまた恐らく違うと思うんですけれども。

(内藤委員)

先生方のトイレは別に設けられているんですか。

(田中孝子委員)

中学校は別です。職員室の近くにあるところは、生徒は使用禁止になっています。

(内藤委員)

そうなってくると、子ども用のトイレはそういった労働の規制にはかからないとは思いますが。ただ、文科省がまた別途何か出していれば……

(佐藤委員)

何か出していましたよ、文科省のもので。何かこれで見ると、教職員向けの資料なんですけれども、今一番困っていることというのがトイレになっていて、トイレのところを見ると、教職員トイレを多目的トイレにするを書いてある。どういうガイドラインか分からないですよ。

(石阪委員長)

なるほど。教職員トイレを多目的トイレにするということですね。

(内藤委員)

それは子どものために。

(佐藤委員)

そうそう。子どものために。

(内藤委員)

何かちよっと職場のルールに関わってきますね。

(石阪委員長)

そうですね。

(内藤委員)

ちよっと教育現場と職場というのでルールが違うかもしれないですね。

(石阪委員長)

そうなんですよね。

(片野副委員長)

ちよっといいですか。

今ちよっと調べていたら、スウェーデンはもともと男女共用の個室トイレが以前から基本になっていると書いてある。だから、もともと男女の分けがない。

(石阪委員長)

誰が使ってもいいトイレですね。

(片野副委員長)

だから、何も書いていないんですね。女性とか男性とか。それはすごい望ましいなと。逆に今、そういう悩みを持っている子どもたちはトイレをどうしているのかなと私はすごくそれが気になって。トイレを見て回っていると、あまり生徒が使わないトイレがあるんですね。例えばあまり私の勤務先は結構大きい、生徒の人数は少ないけれども、学校の部屋はいっぱいあるような新しい学校なので、そうすると、教室の前に普通使う教室じゃなくて特別室の前にあるトイレはほとんど人が使わないので、そ

ここに行っているらしいということでした。

(松本課長)

区の施設のトイレの改修について1つお伝えしておく、学校でしたら学校の建て替えだとか区の施設の建て替えのタイミングでないとなかなか新しいスペースを作ったりというのは難しいのが現状です。今、コロナで予算のほうも施設の建て替えも少し延ばしたりとかというような現状の中では、まずできるところからという形になるかなと思います。

(佐藤委員)

それで十分だと思います。できるところからやれば良いと思います。

(石阪委員長)

恐らくそこだと思えるんですね。新たにトイレを設置するのは予算上厳しいので、今後例えば改修とか、仮に新設があったときにこういった考えを盛り込んでいただくということになるかなと思います。

トイレの問題は多分いろいろそういう法的な問題もありますし、職場なのか学校なのかでまた恐らく変わってくると思いますけれども、ただ、今の大きな課題はやっぱり男と女、2つしかないトイレを第3のトイレ、オールジェンダーのような形で設置するということは性の多様性ということを推進していく上でも必要だということは恐らく一致していると思いますので、今後、民間にもこういう形で広まっていただければいいかなと思うんですが、もし役場の中で新設や建て替え、そういった際にそれをやっていただくというようなところも一つ提案できるかなと思います。

よろしいですかね、トイレについて。トイレは長かったですね、今日。皆さんすごいトイレに対する関心がやっぱりあるなど。ただ、日本のトイレは独特ですものね。

どうぞ。

(田中孝子委員)

先ほど来月までに、次回までに聞いておきますとって授業の……

(石阪委員長)

どうでした。

(田中孝子委員)

別ですと。ダンスとかは一緒にやるけれども、保健体育という分野でいくと、男女が分かれるということは今確認しました。

(石阪委員長)

いわゆる性教育に関わること。

(田中孝子委員)

そうですね。

(石阪委員長)

ということで、今恐らく小学校でも中学校でもそういうことになっていると思うんですが、委員さんの中から性教育というのは自分とは関係ないという形ではなくて、様々な性に対して学ぶという点で言えば、みんなで勉強するというような形でむしろ自然なのではないかということですね。こちらのほうもちょっと教育委員会は恐らく教育的な思いというものもあると思うんですよ。分けることによるメリット、その辺もちょっと勘案しながら、委員さんからそういう提案があったことをお伝えいただければと思います。

じゃあ、ほかはいいですかね。性の多様性についてですが。

それでは、まだ時間が少しありますので、2つ目のテーマに行きたいと思うんですが、こちらは全員というよりはちょっと手挙げ方式のような形で聞いていきたいと思いません。

ちなみに前回の話を振り返ると、まず1つは区の女性管理職の登用についてですが、こちらについてはかねてから課題である23

区中、下から2番目という足立区の管理職登用ですけれども、これを上げるためにどんな取組をしていけばいいのかという話ですが、伺っているといろいろされているということは分かるんですが、しかも、これは上がりそうですかね。どうでしょう、来年。

(松本課長)

どうでしょう。何とも今の時点では。

(石阪委員長)

まだ分からないんですね。

(松本課長)

分からないですね。

(石阪委員長)

もうしばらくすると、多分結果というか管理職の登用の試験の結果が出るんじゃないかと思うんですが。

(松本課長)

すぐに上がる場合、何年か待機して上がる場合もあるので、すぐに上がるとも言えないですね。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

この点がまず1点目ですね、1つ目。これは前回でいうと、橋本人事課長と、それから、岩松財政課長。岩松財政課長は管理職のロールモデルということでお越しいただきました。ご自身が管理職になられてからのご苦労であったり、特に子育てと仕事との両立ということが大変であったりというお話ですね。

そして、2つ目が区のジェンダー教育、むしろ教育についてのお話です。これは今ほぼ多様性のところで皆さんからいろいろお話もいただきましたので、まずはちょっとこちらの役場のほうの管理職登用、この問題についても皆さんから何かご提言があればと思います。女性区長である足立区

が、下から2番目ということだと、女性の登用や昇進に厳しい足立区ということになりかねないということです。もちろん、順位がすべてということではありませんが、少なくとも何らかの原因があると思いますので、このあたりを一つ一つ解消していくということも必要なのかもしれない。

(内藤委員)

この今の下から2つ目は育休の運用のところですか。これは法改正も今回あったので、必ず子どもが生まれたら育休の制度があり、利用するかどうかという形で声かけをしていくということが義務づけられたので、恐らく地方公務の育児・介護休業法でも同じように対応していけるのではないかと思いますので、これへの対応がなされるという感じですかね。担当課に聞いても分からないと思うんですけども。

(石阪委員長)

ちょっと難しいかな。どうでしょうか。

(松本課長)

やっぱり各所属で声かけというか、それぞれ考え方、雰囲気はちょっと各所属では違うのかなとは思っているところですけども、多いところは一遍に男性職員2人育休を取ったりというところにも私はいたことがありますので、本当に様々かなと思います。

(石阪委員長)

あと、これ実は男女の問題ではないんですけども、管理職を目指す意欲が非常に低いという点も1つこれは大きな問題なのかなと。そもそも管理職にあまりなりたがらない職員、つまり管理職に対するいろんな意味でのインセンティブが非常に少ないのかなというふうにも思います。例えば管理職になればもっとこんなことができるのか、こんなすばらしい経験ができるんだと

いうことがもし共有できていれば、やっぱりみんな管理職になりたいと普通は思うわけですけども、単純に負担感が増すとか、恐らくコストパフォーマンスがよくないとか、そういうことになってくると、やっぱり管理職を忌避する傾向は出てくると思うんですね。

ただ、忙しさでいえば、ここを見ると主任や係員のほうが残業は多いとなっていますけれども、これは管理職が残業がつかないからということなんですかね。

(松本課長)

それもありますし、率先してワーク・ライフ・バランスの推進というところでは、課長が帰らないと皆さん帰りにくいのではないかと。

(石阪委員長)

ですから、今課長は率先してなるべく早く帰ると。

(松本課長)

管理職になってからやっぱりそういう帰りやすい雰囲気を作るという意味で、帰られる方はいらっしゃると。

(石阪委員長)

ちなみにやっぱり管理職を目指す若い職員が減っているというのは事実なんですか。

(松本課長)

若い方のほうが逆に意欲があるということをお聞きしてしまして、年々長くなると、その意識が下がるというような……

(石阪委員長)

恐らく30代、40代になってくるとその意欲が下がってくる。そうですね。このあたりも一つ問題なのかもしれませんし、ただ一方で、これ女性が低いという、率で言えばそういうことになっているので、ここに何か原因があると思うんですね、恐らく。

だから、1つは育児休業であつたりとかを男性が義務化して、今後はなっていくますけれども、これを庁内で徹底するというようなことは1つあり得るかもしれませんね。

(内藤委員)

取得自体が義務というわけじゃなくて、こういう制度があるということの周知と声かけですね。ただ掲示するだけじゃなくて、生まれた人に対して声をかけていかなきゃいけないということですよ。

それで、じゃあ女性の職員が働きやすいこととどうつながるかという、やっぱり職場で男性職員も育児休業を取っていくということになると、みんな育児はやっていくものだよという雰囲気が職場に出てきますから、自らが育児や介護をやりやすくなるという間接的な、副次的な効果というのは出てくるんじゃないかなと思います。

(石阪委員長)

あと一点、ロールモデルの発信ということも大事だと思っていて、恐らく岩松さんをはじめ様々なロールモデルの方はいらっしゃると思うんですが、何か職員報みたいなものはないんですかね。職員がみんな見る冊子とかリーフレットみたいな。

(松本課長)

掲示板があつて、そこにアップされているものは結構皆さん時間があるときに見ます。

(石阪委員長)

その一面にどかんと写真とプロフィールを載せて、あなたも管理職になろうじゃないですけども、マネジメントをすることはすばらしいとか、何か自分の仕事がすごく管理職になってこういうふうに変わつたとか、何らかのPRも必要なんじゃないかなと思うんですね。何か管理職になる

とやっぱり謙虚にならなきゃいけない、あまり表に出ないということがあるのかもしれないけれども、特にロールモデルの発信というのは、私は、大きいと思っています。これはよく民間でも、シンボリックな人をばーんと一面に出してPRするということはよくやるんですよ。そうすると、それに憧れたりとか、やっぱり自分もこうなりたいと思うような方は増えてくるんじゃないかと思うので、さすがに広報に載るのは恥ずかしいでしょうから、大きくどーんと「私、管理職です」みたいなのは多分嫌でしょうから、職員報とか掲示板のような形で何かPRしてみるといいかもしれないですね。

もしご自身が語るのが嫌であれば、何か若手の職員や広報の方がインタビューするとか、インタビュー形式で実際にこんな苦労があったけれども、仕事をやってよかったとか、いろんなトークを載せて見ていただくとか、そういうことはどうなのでしょう。

(内藤委員)

そういう魅力的な部分をアピールするというのは大事だと思うんですけども、このロールモデルの岩松さんの2つ目に書いてある議会对応というところ、これは男女問わず管理職になってくると対応しなきゃいけないくて、答弁などをする機会などもあると思うんですけども、これはとても好きという人もいると思うんですけども、男女問わず。

でも、やはりなかなかどこでも議会对応というシビアなことが多く、議会においてもややハラスメント的な追求であったり……

(石阪委員長)

議会对応のところが一番大変だと思います。

す。

(内藤委員)

ですよね。それまでの調整だったり各会派に行ってお話を聞いたりとかそういうことも含めて、結構タフじゃないとやれないという部分があると思うんですけども、この点についてやはり議員の職員に対するハラスメントという観点も一つ重要かと思っていて、それもやる意欲が出てこない一つにはなっているんじゃないかなという気がするんですよ。

やっぱり議会を見ていると、非常に議員の高圧的な物言いというか、上から下への物言いが目立つので、皆さんも想像がつくと思うんですけども、国会議員なんかそう、ですから、そういうのが職員、公務員、国家公務員もそうですけれども、みんなやる気を失っているんですね。

ですから、ここから言えることか分からないんですけども、議会の中のハラスメント対策ということは、一つ女性管理職を増やす観点でも関係あるんじゃないかと思えます。かつ政治分野の男女均等法が今回改正されて、議会もハラスメント対策をやらなきゃいけないということになりましたよね、環境整備。だから、議会とか自治体というのはそれに対応しなきゃいけないことになっているので、こういったことも併せて根拠として言いながら、要するにハラスメントを議員がやるということは、対象は職員だったり、ほぼ職員ということですから、そういったところも併せてきちんと守っていく、法律を守っていくということも間接的に影響していくかなという感じがします。

(石阪委員長)

ただ、これ制度として例えば議場の中というのは、これは多分議会事務局のほうで

ある程度決まり事はあるわけですね。その中で行われたハラスメントというのは多分そっちのほうで規制できると思うんですけども、それ以外のところというのはなかなか難しくないですか。

(内藤委員)

でも、やっぱり議員が職務上、議員活動上行くあらゆるハラスメントですね。LGBTのハラスメントでも、そういったことについてないように議会や自治体は努力する義務があるので、環境整備として。だから、具体的には議会、議員に対しての研修を行ったりルールを決めたり、そういったことでしたよね、たしか。職場のハラスメントのルールとほぼ同じ。

(石阪委員長)

それはいいかもしれないですね。議会に対する研修を区が行うということになるかもしれませんが。

(内藤委員)

この会議だったら書き得るのかなと。

(石阪委員長)

大丈夫かと。本来は恐らく向こうから区に対して多分研修の依頼があったときに、議会事務局を通して。そのときにこちらが派遣するということはあるんですけども、むしろ積極的に学んでいただくと。

(内藤委員)

管理職の仕事をアトラクティブにするためにというか、そういうことですかね。やる気を持っていただくために。

(石阪委員長)

なかなか面白い提案ですね。

(内藤委員)

いや、でも、どうですか、松本さん。そういう観点はありませんか。議会対応が多いですね。

(松本課長)

議会対応は管理職の多分主な仕事にはなってくると思いますね。

(石阪委員長)

提案としては面白いと思います。

(片野副委員長)

コンプライアンスとしてやってくださいと。

(内藤委員)

法律ができましたよね。

(石阪委員長)

そうね。面白いですね。

ほかはいかがでしょう。何か管理職登用、管理職の率を上げるために求められること。恐らく皆さん、職場や地域でも一緒だと思うんですね。圧倒的に男性が多い職場、地域があると思うんですが、管理的な部門にいる方ですね。こういう形でちょっと改善されたとか、あるいは女性の率が増えたとか、何かもし事例があれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

(片野副委員長)

実はスポーツ業界も上に行けば行くほど男女の比率が悪いと言われていていますよね。私が体育協会の加連協という加盟団体協議会に出たんですけども、40人集まっていて女性は4人しかいないんです。これは何でだろうと。そこにいるのは理事長と会長なんですけれども、それだけ女性の人はいないんです。バレーボールとかそういう男女やっているような競技ですら男性なんです、みんな。

なので、女性でいたのは本当に新体操の方とか、それもどっちかという女性が出ている。テニスはずごい珍しいと言われてました。私は初めてなんですけれども、出たのは。理事長になった女性は私が初めてなんです。そういうふうにやっぱり作って

いかないと、なるところもなれないのかなと。やっぱりみんな機会があったら手を挙げて女性のほうもやりますとかと言っていないと変わっていかないのかなと。見える化というのは非常に大事なんだなと思いました。

(石阪委員長)

足立区でも恐らくスポーツの指導に関わっている方は圧倒的に男性が多いんじゃないかと思うんですけども……

(片野副委員長)

多いです。それがちょっと問題になっていると言われて、この間研修があったんですけども、やっぱり女性と子どもが多いところはハラスメントが起りやすいというふうに、そういうふうにまだ思っているんです。女性は弱いから、そういうふうにハラスメントに遭うみたいなことを言ってきたので、いや、そういう考え方が頭にある、誰に向かってもしけないんだということじゃないんですよ。だから、やっぱり上からこうなんだと今はすごく思っています。スポーツ界の風潮としてやっぱりそういうのがあるのかなと。

(石阪委員長)

そうですね。スポーツの分野はちょっとまた別途考えなきゃいけないかもしれないですね。この分野はあまり今までこの場で話されることがなかったんですけども、指導の現場は、実際どうなのか。1つはやっぱりハラスメントの問題ですよ。

(片野副委員長)

管理職にいないというのは、すごく上のほうの立場にいない。会長とか長のつくところに女性が、副は多分いっぱいいると思うんですよ。副会長とか副理事長はいると思うんですけども、そこのところをやっぱり変えていくというのは管理職の問題と

同じかなというふうに思います。

(石阪委員長)

ちょっと時間のほうがあと10分ぐらいなんですけど、またこれについてはちょっと次回に持ち越しとさせていただきますので、もしこの格差の部分ですね。これは必ずしも役所の中の話でなくても構いませんし、また、教育の話でも構いません。先ほどいろいろ水際対策の件もいただきましたけれども、また追加のご意見等ありましたら、次回また皆さんからご意見を伺う場を設けたいと思いますので、もしよろしければ意見を考えてきていただくということでお願いしたいと思います。

次第の2番目の議論についてはこれで終了ということにさせていただきます。

3 次回(11/25開催)の議事内容について

- (1) 「年次報告書」作成に向けた提言
- (2) 区長報告について

(石阪委員長)

そして、3番目になります。次回(11月25日開催)の議事内容についてですが、今お話ししたとおり、(1)「年次報告書」の作成に向けた提言、区長報告の(2)もそうなんですけど、これをさらに議論を進めていきたいと思っています。

今日ご発言いただいたところは事務局のほうで簡単にまとめさせていただきますので、それをまた見ながら新たな意見であったりとか、加えるところ、修正するところがあればまた皆さんからご意見をいただければと思います。

4 男女参画プラザ講座委託に関する評価について

(石阪委員長)

そして、4番目、男女参画プラザ講座委託に関する評価について、こちらは事務局のほうからお願いします。

(松本課長)

評価についてなんですけれども、お手元の資料の委託講座評価の流れ、別紙3を見ながらお話しさせてください。

第1回の推進委員会のときにもアナウンスさせていただきましたけれども、区が委託している事業者が講座を実施しております。その講座を委員の皆様の評価していただくというような形で、この評価がまた次年度につながるというようなものになりますので、お手元を見ながらざっくり全体の話をお話いたします。

まず、上半期に実施した講座の一覧が別紙3の次のA4横判の講座の一覧になっていまして、7本、今講座が労働法セミナーから始まって「オトナの性教育」まで終わっているところです。そのチラシがそれぞれカラーでついているというものになっております。

その次についているスケジュールがありますけれども、これが今回の第4回でお手元の資料を配付しまして、それに基づいて皆様に評定表を作っていただくというような形になっております。

その次の別紙1、前後して申し訳ないんですが、A3横判の資料は、これが今まで実施済みの講座に対して事業者が振り返りをしてコメントを入れたものでして、あとは事務局も事業者の意見などを踏まえまして、立会いの結果を踏まえて意見を書いて、5段階評価で評価を行っているという形になっていまして、これを根拠資料としていただいて、皆様には別紙2、A4横判の個別評価の評定表というものがあ

りま

ども、そこに皆様の評価を入れていただくというような形になります。

その次のページの別紙2-2というのが一応評価基準になってい

ますので、これとA3の横判の実績などを見ながら、それぞれ皆様が評価4ですとか3ですとかというところに丸をしていただいて、区のほうにお出しいただくという形になります。

これを作

(明石係長)

らせていただくので、皆様にはこの作業を行っていただくということをお願いをしたいと思います。

これを作って

(田中孝子委員)

こちらの。

(明石係長)

そうですね。提出資料は別紙2と別紙2-1になりますので、別紙2は評価のほうで、別紙2-1は良かった点や悪かった点、もう少しこうしたほうが良いと思われたところを書いていただければと思いますので、この2枚を11月10日までにご提出いただきたい

(松本課長)

と思います。

お手数をおかけいたしますが、ご協力どうぞよろしくお

願いいたします。

あと、次回のできたら男女格差のところは地域の意見の反映という例えば町会とか防災の部分とかも含めて何かご意見あったらお聞かせいただければなと思

すので、よろしくお願いいいたします。

(石阪委員長)

まず、最初の男女参画プラザ講座委託、こちらに関してはいかがでしょうか。皆さん、やり方は大体分かりましたでしょうか。メールで送られてくるということですので、それに評点、評価の点数をつけて、コメントを書いて11月10日までに返信いただくということが1点です。

資料、それから、チラシ等々はここに挟まれているということですから、これを参考にしながらということでお願います。

それから、次回、これは先ほどの男女の格差という話がありましたが、今日は主に役所という話でしたけれども、例えば皆さんの地域や学校、職場、どこでも構いません。様々な男女の格差に関するところ、こちらのほうをまたご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

皆さんから何かありますでしょうか。

(内藤委員)

地域については、話は前回聞いていないですよ。

(石阪委員長)

前回とは直接関係ないです。ただ、計画の中に地域の部分も含まれていますので。

(内藤委員)

あと次残っているのは教育と地域。今、地域と何とおっしゃいましたか。

(松本課長)

防災とかも含めて地域のところ。

(石阪委員長)

自治会とか。

(内藤委員)

あと、この3の(2)の区長報告は何でしたか。何かおっしゃいましたか。

(明石係長)

こちらについては、今後の流れなんです

が、5回目が終わった後に事務局と委員長も含めて協議させていただきます。

(石阪委員長)

区長に報告を作るための報告書を作って、これを報告するということなんですけれども。

(明石係長)

大体年度終わりに区長に直接報告させていただくという流れになります。

(内藤委員)

そういう意味ですね。次回が終わってからということですね。

(石阪委員長)

それを取りまとめる。

よろしいでしょうか、ご質問。

5 事務連絡

(1) 次回開催 11月25日(木曜日)

午後2時～4時 第1学習室

(2) その他

(石阪委員長)

それでは、次回の事務連絡、11月25日。これはどうでしょうか。もういいですかね。次回についてですが。

(明石係長)

今回は11月25日木曜日の午後2時から4時までになります。第1学習室になりますので、よろしくお願います。

あと、講座のところでもう一点だけ、今回7つ今までに講座をやっているが、昨年度の委員会提言があった関係で、7講座中6講座がオンライン、これをご覧いただいたら分かるかと思うのですが、YouTubeとかZoomを利用したオンライン講座になっています。

今後については、オンラインも含めた形で対面を徐々に増やしていった形で行う予定でありますので、そちらは下半期で報告

させていただきます。

(梶原男女共同参画推進係員)

お手元に配らせていただきました会議録ですが、再度お目通しいただきまして、修正等がございましたら、今週中に事務局までご連絡をお願いいたします。来月以降にホームページ等で公表してまいります。

もう一点、お手元に請求書兼口座振替依頼書を置かせていただいておりますので、帰りに事務局までご提出をお願いいたします。

以上です。

(石坂委員長)

ありがとうございました。

それでは、次回11月25日ということになります。

(内藤委員)

講座を今YouTubeとかZ o o mでやられたという話で、リアルに戻していくみたいな……

(明石係長)

戻していくというか、講座の内容に合わせてオンラインを活用したり対面を活用しております。前半に関しては、対面もできなかったのですが、オンラインというところもあるのですが、オンラインのみでやる場合もありますし、それは内容に合わせて行っていくと思います。

(内藤委員)

よかったです。例えば映画なんかはものすごい人数が来たり、やっぱりZ o o mは好調かな——内容にもよりますけれども——みたいなので、やっぱりニーズはオンラインでやるのがあるんじゃないかなと思いましたので、ぜひ併用を考えていただければと思います。ありがとうございます。

(石坂委員長)

それでは、以上で本日の会議を終了させ

させていただきます。

どうもありがとうございました。